第３章　プランの基本的な考え方

１　基本理念

「基本理念」は、プランの基本となる考え方を示すものであり、プランを推進するすべての主体が共有するものとなります。これまでの安城市男女共同参画プランでは、第１次プランで「基本的人権としての平等」、第２次プランで「平等」、「参画」を基本理念として掲げていました。

この第３次安城市男女共同参画プランでは、国の第３次基本計画でも掲げられている「実効性のあるアクション・プランとする」方向性などを踏まえ、第２次プランの基本理念に、「実行」を加えることとして設定します。

■第３次安城市男女共同参画プランにおける基本理念

「平等」

誰もが基本的人権を認識し、個人として尊重され、法の下に平等で差別されないこと

「参画」

男女がともに、さまざまな分野で個性と能力を発揮するとともに、意思決定過程へ加わること

「実行」

一人ひとりが男女共同参画の担い手である認識を持ち、行動に移していくこと

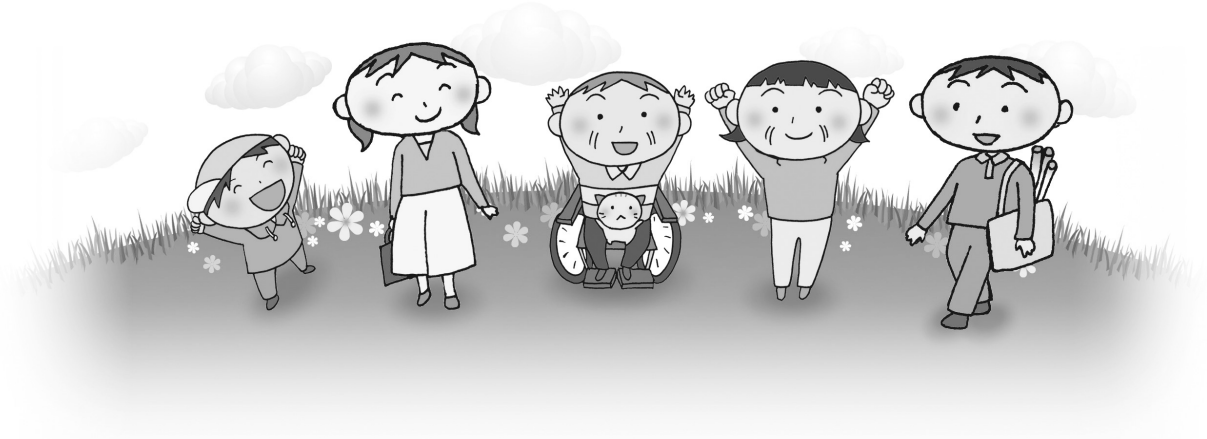

本プランの第４章では、すでに男女共同参画に関する活動を実行に移している市民活動団体や企業の皆さんの取り組みを紹介しています。また、「次世代の思い」として、安城市の将来を担う中学生の皆さんの意見を掲載しています。

２ プランの最終目標（目指す姿）

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義付けられており、この男女共同参画社会を実現することは「２１世紀の我が国社会を決定する最重要課題」とされています。

「安城市男女共同参画推進条例」の前文においても、男女共同参画社会の実現を目指して条例が制定されていることがうたわれており、第３次安城市男女共同参画プランにおいても、「安城市男女共同参画プラン」、「第２次安城市男女共同参画プラン」を継承し、最終目標を『男女共同参画社会の実現』とします。

■第３次安城市男女共同参画プランにおける最終目標

男女共同参画社会の実現

■第３次安城市男女共同参画プランにおけるキャッチフレーズ

広く市民にプランの内容を周知・啓発するため、プランを表す、わかりやすいキャッチフレーズを掲げます。（第１次プラン『そこに希望があるように』、第２次プラン『みんなが主役　ともに輝く未来を！』）

第３次安城市男女共同参画プランのキャッチフレーズは、次のとおりです。

みとめあい　ささえあい
ともに歩もう　確かな一歩

キャッチフレーズは、市民からの公募と、安城市男女共同参画審議会での検討を経て決定したものです。

3 基本目標

基本目標Ⅰ　男女平等意識の促進

家庭や地域、職場、学校のあらゆる場面において固定的な性別役割分担意識にとらわれず、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画意識の促進を図ります。

基本目標Ⅱ　男女共同参画社会の実践

女性のエンパワーメント*9への支援を行い、あらゆる分野において方針・政策決定の場における女性の参画を促進します。

また、家庭や企業におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進し、男女がともに家庭生活を担うための環境づくりを進めます。

さらに、地域活動や市民活動への参加を促進し、災害時などを含むさまざまな分野において女性の視点での取り組みができるように環境を整備します。

基本目標Ⅲ　男女の自立と共生・参画を進める環境の整備

ライフステージにあわせて、男女の自立と共生・参画を助けるための環境整備を進めます。

また、働く男女の心身の健康づくり、子育て支援の充実など、環境の整備を支援します。

基本目標Ⅳ　ＤＶの根絶

ＤＶの防止に関する周知・啓発を行うことで、未然防止に取り組みます。

また、早期段階で相談できる体制を整備するとともに、被害に遭った場合の相談や自立支援の充実を図ります。

***9 エンパワーメント**
自らが本来持っている力を引き出し、意識と能力を高め、職場・家庭・地域など社会のあらゆる分野で、政治的・経済的・社会的・文化的な意思決定に十分にかかわることができる力をつけること。

４ 重点項目

統計データやアンケートからの市民意識、各種ヒアリング結果、「第２次安城市男女共同参画プラン（中間改訂）」の推進状況などを踏まえ、「第３次安城市男女共同参画プラン」の重点項目を以下のようにまとめました。

重点項目1　ワーク・ライフ・バランスの実現

「ワーク・ライフ・バランス」という言葉、意味の認知度が低いため、多様な働き方の選択や、働き方の見直しに関する考え方を浸透させていく必要があります。しかし、アンケート結果からは、「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」といった意識を持つ市民が前回の調査から増加しています。

また、性別にかかわらず「家庭生活を優先したい（希望）」が７割を超えており、特に３０歳代、４０歳代でその傾向がみられますが、現実には、男性の６割、女性でも３割が仕事を優先しています。

そのため、個人の状況や希望に基づいた生活の選択ができにくい環境になっていることが考えられます。

市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭及び地域生活などにおいても、多様な生き方を選択することが可能になる社会を実現するために、市、企業、市民活動団体などが連携しながら社会全体で推進する必要があります。

重点項目2　DVへの対応

本市のＤＶの被害者は、統計上は減少傾向にあるものの、根絶には至っていません。相談件数も近年各年度１０件を超え、保護・措置に至る世帯もあります。国においてＤＶ防止法などの法整備は進んでいますが、アンケートでは被害を受けた際にだれにも相談していない割合が高く、潜在的な被害者が相談件数よりも多くいることが予想されます。

地域では、子育てやＤＶ相談などに取り組む市民活動団体が活発に活動しており、行政で担うことが難しい、きめ細かな支援を行っています。安城市ＤＶ基本計画に基づき、それぞれの施策を整理するとともに、体系的な取り組みの強化を図っていく必要があります。

重点項目3　方針決定過程への女性参画の促進

アンケートによると、市の施策へ女性の意見が「反映されている」が３０．０％にとどまっており、前回調査と比較すると減少しています。

また、審議会等委員への女性の登用率は平成２４年４月１日で２５．６％と、前年に比べてやや低下しています。平成１７年度以降、審議会等委員への女性の登用率は２５～２８％で推移し、目標の平成２４年度３１％には未だ達していない状況であるため、さらなる取り組みの強化が必要です。

さらに、本市の管理職員の女性登用の推進がまだ十分ではありません。市民のモデル企業のひとつとして、市においても率先して管理職員の女性登用の取り組みを進めていく必要があります。